賃貸借契約書(沖縄市庁舎飲料用自動販売機設置場所貸付)(案)

貸付人 沖縄市(以下「貸付人」という。)と借受人 〇〇〇〇 (以下「借受人」という。)は、次の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 貸付人、借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

建物名称及び所在	貸付箇所	台数	貸付面積
沖縄市役所	市民広場	1台	2.00 m²
沖縄市仲宗根町 26 番 1 号			

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、本契約は、更新しないもとする。

(指定用途等)

第4条 借受人は、貸付物件を貸付期間中、「飲料用自動販売機設置」の用途(以下「指定用途」という。)に供するものとし、指定用途以外の用途に供してはならない。

(貸付料)

- 第5条 貸付料は、金〇〇〇〇円を年額とする。なお、貸付期間が1年に満たない年度の貸付料については、貸付日数の割合を乗じて得た額とする。
- 2 借受人は、前項に定める貸付料を貸付人の発行する納入通知書に記載された 納入期限までに、当該年度分を納入しなければならない。
- 3 第2項の貸付料の納付期限については、次のとおりとする。

納付期	納付金額	納付期限	
第1回(令和6年度)	0000円	令和6年4月30日	
第2回(令和7年度)	0000円	令和7年4月30日	
第3回(令和8年度)	0000円	令和8年4月30日	

4 第1項により借受人が納付した貸付料は還付しないこととする。ただし、借 受人の責めによらない理由による場合その他正当な理由があると認める場 合は全部又は一部を還付することができるものとする。

(督促及び延滞金)

第6条 借受人は、前条第1項の貸付料をその支払期限までに支払わないときは、 その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該貸付料の金額につき沖縄市 公有財産規則第36条第2項及び同規則附則第3項の割合を乗じて計算した 金額(1円未満を除く)を貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付 人が発行する督促状に指定する納期限内に支払があった場合は、この限りで ない。

(売上報告書の提出)

第7条 借受人は、本件賃貸借に係る飲料用自動販売機(以下「自販機」という。) の売上状況を毎月取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を貸付人に 提出しなければならない。

(光熱水費等)

- 第8条 借受人は、本契約に基づき設置した自販機には電気の使用量を計る個別メータを設置しなければならない。
- 2 貸付人は、前項の個別メータにより電気使用量を計測し、貸付人が定める電 気使用料の算定基準によりその費用を計算するものとする。
- 3 借受人は、前項に定める電気使用料を貸付人の発行する納入通知書に記載された納入期限までに、納入しなければならない。

(費用負担)

第9条 自販機の設置、維持管理費及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。ただし、第20条第1号及び第2号の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(物件の引渡し)

第10条 貸付人は、第3条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を借受人に引き渡す。

(契約不適合)

第11条 借受人は、本契約締結後に貸付物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵 があることを発見しても、既住の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をする ことができないものとする。

(権利委譲等の禁止)

第12条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第13条 借受人は、契約の履行の全部又は主たる一部を一括して第三者に委任 し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、貸付人の承諾を得 た場合は、この限りではない。
- 2 借受人は、貸付人の承諾を得ないで貸付物件の改造若しくは模様替え又は貸 付物件の区域内における工作物の設置を行ってはならない。

(物件保全義務)

第14条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

(自販機の設置基準)

- 第15条 借受人は、次に揚げる基準に基づき自販機を設置しなければならない。
 - (1) 設置する自販機は、省電力、ノンフロン対応等の環境に十分配慮した機種とすること。
 - (2) ユニバーサルデザイン対応型機種を設置すること。
 - (3) 自販機の転倒防止など耐震対策を施すこと。
 - (4) 自販機窃盗被害の発生防止のため、防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
 - (5) 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了 後は、その完了した旨を施設管理者に報告すること。
 - (6) 自動販売機設置後は、その設置について施設管理者の確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い速やかに是正すること。
 - (7) 自動販売機の転倒などによって第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切な対応及び処理を行うこと。
 - (8) 自動販売機の故障、不具合などの問合せ連絡先を必ず明記すること。
 - (9) 自動販売機は、常に使用可能な状態で設置すること。

(使用済み容器回収箱の設置基準)

- 第16条 借受人は、次に揚げる基準に基づき使用済み容器回収箱を設置しなければならない。
 - (1) 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に飲料 容器等の回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を施設管理者

に報告すること。

- (2) 使用済み容器の回収箱は、借受人の責任において、衛生的に良好な状態で管理し、分別回収及びリサイクル処分に努めること。
- (3) 回収ボックスは、常に使用可能な状態で設置すること。

(販売品の設置基準)

- 第17条 借受人は、次に揚げる基準に基づき販売品を設置しなければならない。
 - (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
 - (2) 販売品は、標準小売価格以下で販売すること。
 - (3) 販売品の維持管理及び商品補充は、借受人の責任において行うこと。
 - (4) 関係法令を遵守し、販売品の賞味期限の管理を行い、衛生的管理に努めること。
 - (5) 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収に伴う搬出の方法並びに その時間帯については、施設管理者の指示に従うこと。

(実地調査等)

- 第18条 貸付人は、貸付物件の維持保全のために必要があると認めたときは、 貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求 め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合は、 借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。 (規律維持及び秘密の保持)
- 第19条 借受人は、自販機の設置及び運営に従事する借受人の職員の風紀及び 規律の維持に責任を負い、秩序ある義務の実施に努めなければならない。
- 2 借受人は、業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用しては ならない。本契約終了後においても同様とする。

(契約の解除)

- 第20条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
 - (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
 - (3) 借受人が貸付期間中に指定用途に供しないとき。
 - (4) 借受人が貸付料を滞納したとき。
 - (5) その他借受人が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (6) 借受人が沖縄市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月 21 日条例第 15 号)第 2 条

に規定する暴力団及び暴力団員に該当するとき。

(原状回復)

- 第21条 借受人は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状に回復し、貸付人の立会い及び確認を経て貸付人の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、貸付人が承諾したときは、原状回復しないことができるものとする。(損害賠償)
- 第22条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、 その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が満了した場合、又は第20条第3号から第6号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(その他注意事項)

- 第25条 借受人は、貸付物件を使用するに当たり、次の事項について注意する者とする。
 - (1) 商品の補充、釣り銭管理等の自販機の維持管理を行うこと。なお、窃盗等による商品及び自販機が汚損又は破損した時は、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるときは、又は本契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴する ものとする。

本契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、貸付人借受人それぞれ記名押

印して各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸付人

沖縄市

沖縄市長 桑 江 朝千夫

借受人

○○○県○○○市○丁目○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○